



国民年金だより

～国民年金保険料の産前産後期間の免除制度～

国民年金第1号被保険者が出産された際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除になります。

※国民年金第1号被保険者とは…

20歳以上60歳未満の自営業者や農業者、学生、無職の方など、第2号被保険者や第3号被保険者でない方

● 手続きをするメリット

産前産後期間の免除制度は、保険料が免除された期間も保険料を納付されたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。また、保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を利用されている方でも、産前産後免除の要件を満たしている場合は、届出をすることにより保険料を納付されたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

● 対象者

第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方（任意加入をされている方を除く。）

※出産は、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合を含む。）

● 保険料が免除される期間

単胎の方：出産予定月（又は出産月）の前月から4か月間

多胎（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の方：出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月間

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

● 届出の時期

出産予定日の6か月前から届出ができます。また、産前産後の免除の届出には期限が設けられていないため、出産後も届出ができます。

なお、保険料の納付期限から2年を経過した後に届出を行った場合で、産前産後期間の保険料を前納されている場合、支払った保険料は全額還付（返金）されます。届出後に日本年金機構から通知書が郵送されますので、内容をご確認ください。

● 届出先

役場住民課の国民年金担当窓口（郵送でも届出可能です。）

● 届出に必要な書類・添付書類

①国民年金被保険者関係届出書（申出書）

役場住民課や旭川年金事務所の窓口へ備え付けています。また、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

②マイナンバーカード又は基礎年金番号の分かるもの（基礎年金番号通知書や年金手帳など）

③母子健康手帳などの出産（予定）日及び単胎・多胎を確認できるもの

※出産後に届出を行う場合は、母子健康手帳の出生届出済証明を確認させていただきます。

◆ 年金事務所への年金相談や手続きの際は、事前予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や各種手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

①予約は、相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

②予約の際は、基礎年金番号が分かるものを用意し、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」又は旭川年金事務所にお申込みください。

◇お問い合わせ先 住民課戸籍年金医療グループ ☎26-9026 日本年金機構旭川年金事務所 ☎0166-25-5606